

特色ある地域資源の活用等に関する協定

石川県及び和歌山県(以下「両県」という。)は、次のとおり特色ある地域資源の活用等に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、海・山・里の多様な資源に恵まれた両県が、特色ある地域資源を活用するため農林水産物・観光資源等の魅力発信に連携して取り組むとともに、能登半島地震の知見や教訓を共有し、双方の防災体制の強化につなげるなど、その他共通する課題に係る相互連携関係を構築し、両県のさらなる発展につなげることを目的とする。

(連携事項)

第2条 両県は、前条の目的を達成するため、以下の事項について連携・協力して取り組む。

- (1) 農林水産物等の情報発信・販売促進に関すること
- (2) 観光振興に関すること
- (3) 県産品の海外販路開拓に関すること
- (4) 危機管理にかかる相互協力に関すること
- (5) その他両県が個別に合意する事項

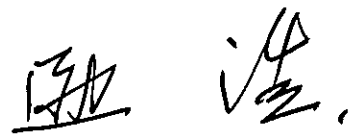
(その他)

第3条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、両県が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年11月20日

石川県知事



和歌山県知事

